



島根県報

平成18年 5月30日 (金)
号外 第 83 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱

(産業振興課)

告 示

島根県告示第632号

島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 島根県食品の安全性等検証試験補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 県内に事業所を有する法人又は個人をいう。
- (2) 高付加価値食品 高い安全性等を有することを特徴として開発され、製造され、又は販売される食品又は材料(粉末、抽出物等加工されたものに限る。)をいう。
- (3) 安全性等検証 動物に食品を投与する、又は人間に食品を摂取させることにより、当該食品の安全性及び栄養について科学的に検証することをいう。
- (4) 評価機関 食品の安全性等検証を行う機関をいう。

(補助金の交付の目的等)

第 3 条 県は、高付加価値食品を開発し、製造し、又は販売する企業等(県内において高付加価値食品の製造又は販売を行うものに限る。)が既存の商品又は試作品について評価機関による安全性等検証を実施することを促進し、もって高付加価値食品を扱う企業等の健全な発展及び食品産業の形成を図ることを目的として、企業等が高付加価値食品の安全性等検証を評価機関に委託する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、企業等が開発し、製造し、又は販売する高付加価値食品について安全性等を確認するため、又は特定保健用食品等の認可を受けるため当該高付加価値食品の安全性等検証を評価機関に委託する事業とする。ただし、他の補助金等の交付を受けている事業は、原則として対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費及び交付の率は、高付加価値食品の安全性等検証の評価機関への委託に係る経費の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者が規則第 4 条の規定により提出する申請書は、島根県食品の安全性等検証試験補助金交付申請書(様式第 1 号)とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 知事は、規則第6条の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、安全性等検証試験の結果の発表について知事の指示に従うこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化等に努めるとともに、当該補助事業の補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度（以下「交付決定年度」という。）終了後5年間、島根県食品の安全性等検証試験補助事業企業化状況等報告書（様式第2号）により各年度の企業化等の状況を当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告すること。この場合において、収益が生じたとき知事が認めたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。
- (3) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権を交付決定年度又は交付決定年度の終了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合又はこれを譲渡し、若しくはこれに実施権を設定した場合には、島根県食品の安全性等検証試験補助事業産業財産権等取得等届出書（様式第3号）により速やかにその旨を知事に届け出ること。

（補助事業の変更等の承認申請等）

第7条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、島根県食品の安全性等検証試験補助事業変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を附することができる。

3 補助事業者は、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、島根県食品の安全性等検証試験補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の遂行状況報告）

第8条 補助事業者は、9月30日現在の当該補助事業の遂行状況を島根県食品の安全性等検証試験補助事業遂行状況報告書（様式第6号）により、10月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、9月30日現在で補助事業が既に完了している場合又は8月31日以降に補助金の交付決定を受けた場合にあっては、この限りでない。

（実績報告）

第9条 補助事業者が補助事業の完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、島根県食品の安全性等検証試験補助事業実績報告書（様式第7号）とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から15日を経過した日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときには、知事が別に定める日までに島根県食品の安全性等検証試験補助金概算（精算）払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第11条 知事は、第5条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額が確定した場合には、島根県食品の安全性等検証試験補助事業消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 9 号）を知事に報告しなければならない。

- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の終了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成18年 5 月30日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 (印)
(個人にあつては、住所及び氏名)

年度島根県食品の安全性等検証試験補助金交付申請書

補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記のとおり島根県食品の安全性等検証試験補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容(別紙1 補助事業計画書及び別紙2 補助事業に係る内容説明書のとおり)

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助金交付申請額 円

補助金所要額(円)
 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(円)
 = 補助金交付申請額(円)

3 補助事業完了予定期日
年 月 日

別紙 1

補 助 事 業 計 画 書

申 請 者 の 名 称			
資 本 金 ・ 出 資 金		千円	従業者数
現 在 の 事 業 内 容		[現在行っている主な事業、生産品目及び年間生産額等を記載すること又は会社概要、商品カタログを添付すること。]	
事 業 計 画 名			
具 体 的 事 業 内 容	事 業 内 容		
	補助事業実施の必要性 (できるだけ具体的数 値によって記載するこ と。)		
評 価 機 関	委 託 内 容		
	委託する評価機関	(住 所) (機 関 名) (代 表 者) (選 択 の 理 由)	
事 務 担 当 者		所属又は役職 連絡先電話番号	氏名

- (注) 1 事業計画名欄には具体的内容が分かる計画名を記載すること。
2 補助事業の実施日程の詳細を示す書類を添付すること(様式自由)。

別紙2

補助事業に係る内容説明書

1 申請者の概要

申請者の名称	
住 所	
連絡先電話	

2 経営状況

	第 期	第 期
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
売 上 高		
支 払 利 息		
経 常 利 益		
総 資 本		
自 己 資 本		

- (注) 1 直近2期の財務諸表により作成すること。
 2 金額は、千円単位で記入すること(千円未満四捨五入)。
 3 直近2期の決算書を添付すること。

3 資金計画及び経費(委託費)支出内訳

(1) 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

(2) 評価機関への経費(委託費)支出内訳 (単位:円)

補助事業に要する経費	積 算 明 細	補助金所要額

- (注) 委託する評価機関の見積書を添付すること。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

印

年度島根県食品の安全性等検証試験補助事業企業化状況等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業に関し、年度の企業化状況等について、島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱第 6 条第 2 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施結果の企業化等の有無
- | | | | |
|------------------------|---|---|---|
| (1) 補助事業の実施結果の企業化 | 有 | ・ | 無 |
| (2) 産業財産権の譲渡又は実施権の設定 | 有 | ・ | 無 |
| (3) その他補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | ・ | 無 |
- 2 企業化の状況等

直近の決算書を添付すること

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

印

年度島根県食品の安全性等検証試験補助事業産業財産権等取得等届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業に関して、下記のとおり産業財産権等の出願(取得・譲渡・実施権の設定)をしたので、島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱第6条第3号の規定により届け出ます。

記

- 1 種類(産業財産権等の種類及び番号)
- 2 内容
- 3 相手先及び条件(譲渡又は実施権設定の場合のみ記載すること。)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(個人にあっては、住所及び氏名)

印

年度島根県食品の安全性等検証試験補助事業変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったこの補助事業について、下記のとおり変更 (中止・廃止) したいので、島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更 (中止・廃止) の理由
- 2 変更の内容 (中止の期間・廃止の時期)

(1) 変更の内容

ア 事業の内容

変 更 前	変 更 後

イ 経費の配分

補助事業に要する経費 (円)		負 担 区 分				備 考
		補 助 金 額 (円)		自 己 負 担 額 (円)		
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

(注) 変更のある経費区分のみ記入すること。

- (2) 中止の期間
- (3) 廃止の時期

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

㊟

年度島根県食品の安全性等検証試験補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業の遅延等について、補助金等交付規則第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進ちょく状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対して執った処置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 6 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ⑩
(個人にあつては、住所及び氏名)

年度島根県食品の安全性等検証試験補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業の遂行状況について、島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

2 経費の支出状況 (単位 : 円)

補助事業に要する経費	負 担 区 分		備 考
	補助金額	自己負担額	

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

印

年度島根県食品の安全性等検証試験補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業を 年 月 日
付けで完了(廃止)しましたので、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業計画名

2 補助事業完了日 年 月 日

3 補助事業の成果 別紙のとおり

4 補助金所要額 (円)
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (円)
= 補助金額 (円)

別紙

補 助 事 業 結 果 報 告 書

1 補助事業実績

事業計画名		
具 体 的 事 業 実 績	事業の実績	
	事業の成果 (事業の成果及び今後の企業化の見通し について記載すること。)	
評 価 機 関	委託内容	
	委託した評価機関	(住 所) (機関名) (代表者)
委託期間		開始 年 月 日 完了 年 月 日

2 収支明細

(1) 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

(2) 評価機関への経費（委託費）支出内訳

（単位：円）

補助事業に要する経費	積 算 明 細	補助金所要額

様式第 8 号 (第10条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

名 称 (名称及び代表者の氏名) 印

年度島根県食品の安全性等検証試験補助金概算 (精算) 払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助金について、概算 (精算) 払い
を下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

(備考) 補助事業に関し、委託する評価機関への支払条件が分かる資料 (契約書等) を添付すること。

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所(主たる事務所の所在地、郵便番号)

名 称(名称及び代表者の氏名)

印

年度島根県食品の安全性等検証試験補助事業消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

島根県食品の安全性等検証試験補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(補助金の額の確定通知書により通知があった額)

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額ア

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額イ

円

4 補助金返還相当額(イ) - ア

円

(備考)

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金5パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。